改正 2014年4月16日 2017年6月21日

(目的)

1 中部大学学術情報リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)は、中部大学(以下「本学」という。)において作成された学術研究成果・教育資源等(以下「学術コンテンツ」という)を収集し、電子的形態で恒久的に蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供することにより研究・教育活動の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすことを目的とする。

(運用体制)

- 2 リポジトリの運用は、研究推進企画室を主管組織とし、実務は附属三浦記念図書館が取り扱う。 (登録者)
- 3 リポジトリに学術コンテンツを登録できる者(以下「登録者」という。)は、以下のとおりとする。
 - (1) 本学に在籍する、又は在籍したことのある教職員及び大学院生
 - (2) その他、学術機関リポジトリ運営委員会が適当と認めた者

(登録範囲)

- 4 リポジトリに登録・蓄積・保存(以下「登録」という。) する対象となる学術コンテンツは、以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 登録者が作成又は作成に関わったもの
 - (2) 本学においてその主要な部分が作成されたもの
 - (3) 学術機関リポジトリ運営委員会が適当と認めたもの
 - (4) 公開することについて問題を生じないもの

(登録者の責務)

- 5 リポジトリの登録に係る責務は、以下のとおりとする。
 - (1) 登録する学術コンテンツが既に出版されている場合の著作権処理については、登録者が行うこと。
 - (2) 登録された学術コンテンツの内容は、登録者が責任を負うこと。

(削除・公開の解除)

- 6 リポジトリに既に登録された学術コンテンツが次の要件のいずれかに該当する場合、学術コンテンツの 一部又は全部を削除又は非公開とする。
 - (1) 登録者から削除又は非公開の申請があった場合
 - (2) 学術機関リポジトリ運営委員会が登録・公開する上で不適切と判断したもの

(免責事項)

7 リポジトリでの学術コンテンツの登録・公開あるいは利用によって生じた損害について、本学はその責任を負わない。

(その他)

8 この運用指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附 則

この指針は、平成22年3月15日から施行する。

附則

この指針は、平成26年4月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則

この指針は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。